

重要事項説明書

済生会松阪訪問看護ステーション

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のように説明します。

1 事業者概要

- ・開 設 者 社会福祉法人 済生会支部 三重県済生会
- ・事業所名称 済生会松阪訪問看護ステーション
- ・事業の種類 指定訪問看護事業 三重県 2460790153
- ・事業者所在地 三重県松阪市朝日町一区 15 番地 6
- ・施 設 長 池田 智明
- ・管 理 者 大西 亜里
- ・電話番号 0598-(31)-2500
- ・ファクス番号 0598-(31)-2552
- ・指定年月日 平成 28 年 4 月 1 日

2 事業の目的と運営方針

病気やけがによって、寝たきりまたはこれに準ずる状態にあり、かかりつけ医師が、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」と表記）の必要を認めたご利用者様に対して、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能維持回復を図り、その生活の質を確保するため適切な訪問看護を実施する事を目的とします。

この目的を達成するために、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 職員体制

職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

(1)管理者 1名

管理者は、当事業所に所属する職員の職務の管理・指導を行います。また、関係機関への連絡・調整を行います。

(2)訪問看護員 5名（看護師）

訪問看護員は、常勤看護師と非常勤看護師とします。職員は、看護サービス提供を行うと共に訪問看護計画書・報告書の作成を行います。

(3)事務員 1名

管理者の指示により当事業所の事務処理を行います。

4 営業日及び営業時間

当事業所の営業日、営業時間は原則的に次のとおりです。但し、ご利用者様やご利用者様の家族の状況等により管理者又はサービス提供責任者が必要と認めた場合においてはこの限りではありません。

- (1) 営業日 月曜日～日曜日（但し、12/30～1/3 は休み）
- (2) 営業時間 8 時 30 分～17 時
- (3) 緊急時訪問看護加算契約ご利用者様に対しては、24 時間常時対応可能な体制にて、電話でのご相談及び緊急時訪問します。

5 通常事業の実施地域

通常の事業の実施地域は松阪市とします。但し、ご利用者様やご利用者様の家族の状況等により管理者が必要と認めた場合においてはこの限りではありません。

6 サービスの内容

当事業所のサービス内容は居宅サービス計画に基づき次のようにします。

- (1) 訪問看護
 - ・ 全身状態や症状の観察
 - ・ 療養生活や介護方法の相談や指導
 - ・ 筋力低下や関節の拘縮予防や指導
 - ・ 家族の介護指導
 - ・ 清拭・洗髪等による清潔指導と実施
 - ・ 食事および排泄等日常生活支援
 - ・ 服薬指導
 - ・ 褥瘡の予防・処置
 - ・ 皮膚・創傷の処置（ストーマを含む）
 - ・ 医師の指示による医療処置
 - ・ 留置カテーテル・在宅酸素・人工呼吸器等の管理
 - ・ 最期まで御自宅で過ごしたいと希望があれば主治医との連携の下に病状の進行にあった支援や指導
 - ・ かかりつけ医師への連絡調整及び報告

7 担当の職員

(1) _____ 様 を担当させていただく訪問看護師は、
_____ です。ただし、担当以外の訪問看護師が訪問させていただくこともあります。

(2) 職員は常に身分証明書を携行しているので、必要な場合は提示をお求め下さい。

(3) 当事業所は、担当の訪問従事者が退職する等正当な理由がある場合に限り、

担当の訪問従事者を変更することが出来ます。

8 訪問看護計画の作成・変更

- (1)担当させていただく訪問看護師はご利用様の日常生活の状況やその意向を踏まえて、医師の指示書・居宅サービス計画に沿った訪問看護計画を作成し、訪問看護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- (2)担当させていただく訪問看護師は訪問看護計画の実施状況を把握し、ご利用様がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、必要に応じて訪問看護計画の変更を行います。また、医師の指示書・居宅サービス計画の変更に伴い訪問看護計画の変更も必要となる場合には速やかに計画を変更します。
- (3)担当させていただく訪問看護師は訪問看護計画を作成し又は変更した際には、ご利用様やご利用様の家族に対してその内容を説明します。

9 サービス提供の記録

- (1)当事業所はご利用様に対して訪問看護サービスを提供する毎にサービスの提供日、内容および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、介護支援専門員が作成する所定の書面を基に記録します。
- (2)当事業所はサービスを提供する毎に、訪問看護実施書に提供したサービスの提供日、内容等の必要事項を記入し、ご利用様又はご利用様の家族の確認を受けることとします。
- (3)当事業所は、訪問看護サービスに関する記録を作成した後、2年間はこれを適正に保存し、ご利用様やご利用様の家族は、この記録の閲覧謄写を求めることができます。

10 緊急時の対応方法

当事業所の職員は緊急の事態が発生した場合は、速やかに管理者及びサービス提供責任者に報告し、適切な指示を受け、対応します。また訪問看護サービス提供中にご利用様の容態の変化があった場合には、速やかに主治医及び緊急連絡先に連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

1 1 利用料等

訪問看護サービスに対する利用者負担金は介護保険法及び関係法令に基づいて決められているものであり、契約期間中にこれが変更になった場合は、介護保険法及び関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

(1) 利用料金について

利用料金表を参照してください。

尚、利用料については、法改正や消費税率が変更となった場合は、自動的に修正されますので、ご了承ください。

(2) 利用料金のお支払い方法

①当事業所はご利用者様に対し、サービス月毎にサービス月翌月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、ご指定口座からお引き落としさせていただきます。

ご指定口座からの引き落としに関する金融機関手数料は無料（ステーション負担）とさせていただきます。

ご指定口座からの引き落としができなかった場合は、次回請求時に加算します。

②他のお支払方法をご希望の方は、お申し出ください。

(3) 当事業所はサービスの提供日、内容、利用料等の内訳を記載した利用料請求書を作成します。

(4) 当事業所は、ご利用者様から利用料の支払いを受けたときはご利用者様に対し領収書を発行します。

(5) ご利用者様の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルの場合、ご利用者様の負担額の 100% 相当額のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。但し、ご利用者様の容態の急変など緊急の場合や、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(6) サービスの実施に必要なご利用者様宅の水道・ガス・電気・電話・介護用品・衛生管理用品等の費用は、ご利用者様の負担となります。

1 2 利用料の滞納

(1) ご利用者様が正当な理由なく当事業所に支払うべき利用料を 2 か月分以上滞納した場合には、当事業所は利用者様又はご利用者様の家族に対して 1 ヶ月以上の期間を定めて支払いを勧告したにもかかわらず、期間満了までに全額の支払いがないときは、ステーションはご利用者様に対し契約解除の勧告をすることができます。

(2) 当事業所はご利用者様に対し前項の勧告をしたときは居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、ご利用者様の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な調整を行うよう要するものとします。

(3) 当事業所は、前項に定める調整の努力を行い、且つ第 1 項に定める期間が

満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

1 3 ご利用者様の解約権

ご利用者様は、当事業所に対していつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

1 4 当事業所の解除権

当事業所はご利用者様やご利用者様の家族が著しい不信行為により継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、当事業所は居宅サービス計画を作成した事業者はその旨を連絡します。

1 5 契約の終了

次の各項のいずれかの事由が発生した場合にはこの契約は終了します。

- (1) ご利用者様が死亡したとき
- (2) ご利用者様が介護保健施設や医療施設に入所又は入院した場合
- (3) ご利用者様と当事業所との間で事前に契約更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- (4) ご利用者様が利用料を滞納され、当事業所から契約解除の意思表示がなされたとき
- (5) ご利用者様又はご利用者様の家族から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (6) ご利用者様やご利用者様の家族の著しい不信行為（事業者の生命・身体・財産・信用等を傷つける行為：例 暴力・ハラスメントなど）により、当事業所から契約解除の意思表示がなされたとき

1 6 損害賠償

当事業所は訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者様又はご利用者様の家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、当事業所の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

1 7 身分証携行義務

当事業所の職員は常に身分証を携行し、ご利用者様やご利用者様の家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

1 8 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所の職員は、訪問看護サービスの開始、提供にあたり知り得たご利用者様やご利用者様の家族の個人情報は適切に管理し、利用目的をご利用者様やご利用者様の家族に通知、説明します。
- (2) 当事業所の職員はご利用者様又はご利用者様の家族の同意を得ず、第三者

にご利用者様やご利用者様の家族の個人情報の提供は行いません。

(3) 当事業所は、ご利用者様及びご利用者様の家族からご利用者様の個人情報の開示、訂正、利用停止の申し出があった場合は迅速に対応します。

1 9 秘密保持

(1) 当事業所の職員は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得たご利用者様やご利用者様の家族に関する秘密、個人情報については、ご利用者様や第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。

(2) 当事業所は、当事業所の従業者が退職後、在職中知り得たご利用者様又はご利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

(3) 当事業所は、ご利用者様及びご利用者様の家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得たうえで、サービス担当者会議等一定の条件の下において、個人情報を提供することができます。

2 0 苦情対応

(1) ご利用者様又はご利用者様の家族は、提供された訪問看護サービスに苦情がある場合、いつでも当事業所、居宅介護支援専門員、市町村、又は国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

(2) 当事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ適切に対応するため済生会松阪総合病院苦情処理委員会に報告し、当該苦情の内容を記録しサービスの向上、改善に努めます。

【苦情対応窓口】

○済生会松阪訪問看護ステーション 責任者 大西 亜里
電話番号 0598-31-2500

○済生会松阪総合病院内 患者相談窓口 担当者 北河 泉
電話番号 0598-51-2626

(3) 当事業所は、ご利用者様又はご利用者様の家族が苦情申立を行ったことを理由として利用者様やご利用者様の家族に対して何らの不利益な取扱いをすることはありません。

2 1 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を配置しています。

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (4) サービス提供中に、当事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

2 2 裁判管轄

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、ご利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

2 3 契約外事項

本契約及び介護保健法又は関係法令に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、ご利用者様又はご利用者様の家族と事業者の協議により定めます。

2 4 災害時の対応

地震、津波、大雨や台風及び竜巻（突風）などの自然災害時は、訪問を中止させていただく事があります。また、利用者様、ご家族様の安否確認をさせて頂く際は、ご協力をお願い致します。

1 カ月の利用者負担金

◎医療保険の場合

ご利用者様から頂く利用料金は、1 カ月間の訪問で、 回の場合 以下の通りです。

項 目	費 用	金 額
基本療養費	1 回 5,550 円 × 回	円
	1 回 6,550 円 × 回	円
管理療養費	1 回 7,670 円 + (3,000 円 × 回)	円
退院支援指導加算	6,000 円	円
特別管理加算	2,500 円又は 5,000 円 (状態によって異なる)	円
24 時間対応体制加算	6,520 円 (同意します ・ 同意しません)	円
複数名訪問看護加算 (週 1 回)	4,500 円 (同意します ・ 同意しません)	円
ベースアップ評価料	780 円	円
医療 DX 情報活用加算	50 円	円
情報提供療養費	1,500 円 (同意します ・ 同意しません)	円
合 計		円
自己保険負担金割合 %		円
訪問車代 (交通費) (1 円未満四捨五入)	(27.5 円 / km) 円 × 回 / 月	円
総合計		円

その他の料金

難病等による、1 日複数回の訪問看護実施・主治医指示による緊急時訪問看護
 ・緩和ケア、褥瘡ケアに係る専門看護師共同による訪問看護・長時間訪問看護
 ・営業時間外 (早朝・夜間・深夜) 訪問看護・特別な管理が必要な場合・退院
 当日の訪問看護・ターミナルケア
 ・退院時共同指導、在宅患者緊急時等カンファレンス、在宅患者連携指導、
 を行った場合等は加算となります。

◎介護保険の場合

(介護)

ご利用者様から頂く利用料金は、1 カ月間の訪問で、 回の場合 以下の通りです。

項 目		費 用	金 額
訪問看護費	20 分未満	3,140 円× 回	円
	30 分未満	4,710 円× 回	円
	30 分以上 60 分未満	8,230 円× 回	円
	60 分以上 90 分未満	11,280 円× 回	円
サービス提供体制加算		60 円× 回	円
緊急時訪問看護加算		5,740 円(同意します・同意しません)	円
特別管理加算		2,500 円・5,000 円 (同意します・同意しません)	円
看護体制強化加算		1 ケ月 5,500 円	円
複数名訪問加算		30 分以上 4,020 円× 回	円
合 計			円
自己負担金 (1 割・2 割・3 割 負担)			円

(介護予防)

ご利用者様から頂く利用料金は、1 カ月間の訪問で、 回の場合 以下の通りです。

項 目		費 用	金 額
訪問看護費	20 分未満	3,030 円× 回	円
	30 分未満	4,510 円× 回	円
	30 分以上 60 分未満	7,940 円× 回	円
	60 分以上 90 分未満	10,900 円× 回	円
サービス提供体制加算		60 円× 回	円
緊急時訪問看護加算		5,740 円(同意します・同意しません)	円
特別管理加算		2,500 円・5,000 円 (同意します・同意しません)	円
看護体制強化加算		1 ケ月 1,000 円	円
複数名訪問加算		30 分以上 4,020 円× 回	円
合 計			円
自己負担金 (1 割・2 割・3 割 負担)			円

その他の料金

※営業時間外（早朝、夜間、深夜）訪問看護・長時間訪問看護・入院（所）中に
主治医等連携共同し在宅生活に必要な指導・初回訪問看護計画作成時・特定行
為業務を円滑に行う為の支援・ターミナルケア訪問看護等は加算となります。

※中山間地域加算 中山間地域に居住されているご利用者様へのサービス提供
は所定単位数の 5% の加算がつきます。

同意書

私は、本書面に基づいて済生会松阪訪問看護ステーション（ ）から重要事項の説明を受け事業所のサービス開始に同意しました。

西暦 年 月 日

(ご本人様)

【住 所】 〒 _____

【氏 名】 _____ ⑩

(ご家族様の場合)

【住 所】 〒 _____

【氏 名】 _____ ⑩ (続柄:)

当事業所は、 _____ 様に対する訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

西暦 年 月 日

〒515-0004

三重県松阪市朝日町一区 15 番地 6

済生会松阪訪問看護ステーション

施設長 池田 智明

管理者 大西 亜里

説明者 _____ ⑩